主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人当別当隆治の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長	谷	]]]	太	_	郎
裁判官	井		上			登
裁判官	島					保
裁判官	小		林	俊		Ξ